



排水管洗浄トラブルにご注意を

◎ 総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

低料金のはずが高額に

菊陽町をはじめ全国の消費生活相談窓口で排水管などの洗浄サービスに関する相談が増えています。

■相談事例 「高圧洗浄が〇千円」と書かれたチラシがポストに投函されていた。依頼したら実際は高額な費用がかかった。

トラブルになったら消費生活相談窓口などに相談しましょう。

■日時 毎週(月) 午前10時～午後4時



配られたチラシのイメージ

相談方法 電話

☎(232)2112

その他の相談窓口

■町民の皆さんは大津町と西原村の窓口にも相談できます。くわしくはお問い合わせください。



警察官などを装う詐欺電話に注意

◎ 大津警察署 ☎(294)0110

自分(家族)はだまされなれないと思っ
ていませんか。県内では、電力会社
や警察官などを装った詐欺の電話が
多数かかっており、キャッシュカー
ドをだまし取られ、現金を引き出さ
れる被害も発生しています。

■対策 電話の相手が警察などと名

乗ってもあわてない/キャッシュ
カードの暗証番号は絶対に教えな
い/第三者に現金やキャッシュ
カードを渡さないの「3ない」を
徹底し、警察署などの代表電話に
電話をかけ直して確認するなどの
対応をお願いします。



SNS(LINE)を活用したこころの相談 LINEの悩み相談@熊本連携中枢都市圏

◎ 福祉課 障がい福祉係 ☎(232)4913

若年層への自殺対策を目的として、熊本連携中枢都市圏でSNS(LINE)を活用したこころの悩み相談をはじめとしています。

対象者

熊本連携中枢都市圏(熊本市、宇
城市、菊陽町、阿蘇市、南阿蘇村、
美里町)に住んでいる人

日時

毎週火曜日 午後6時～9時
毎週木曜日 午後6時～9時
毎週日曜日 午後4時～9時

相談方法

実施期間中、LINEを活用して
こころの悩みなどの相談を受け付け、
有資格者が適切なカウンセリングを
行います。相談受付時間外や同時に
複数の相談が来た場合など、すぐに
カウンセラーの対応ができない場合
でも自動返信機能を用いて対応しま
す。

スマホでつながる LINEの相談室



■一人で悩まず相談しましょう

家族や仕事、友達、健康、恋愛な
どの不安や心配事を誰かに相談した
いけど、対面での相談や電話での相
談は苦手、という人はぜひご利用く
ださい。



右記のQRコードを読み取り、友
達に追加してご相談ください。



巡回バス「キャロッピー号」・ 乗合タクシーを利用しませんか



町では、本年1月から巡回バス「キャロッピー号」を再編し、乗合タクシーの試験運行を行っています。コロナ禍の中ですが、感染防止対策をしっかりと行っておりますので、ぜひご利用ください。

出前講座について

巡回バスや乗合タクシーの利用方法について、出前講座にお伺いしています。

5人以上から申し込みができますので、お気軽にお問い合わせください。



マイ時刻表とは

ご利用に合わせて巡回バスや乗合タクシーを便利に使える「マイ時刻表」(あなただけの時刻表)の作成サービスを実施しています。

お気軽にお申し付けください。

共通乗車チケット 申請受付中



65歳以上(10月1日現在)で町在住の人に、巡回バスと乗合タクシーで使える共通乗車チケット(600円分)を交付しています。まだ、利用されたことがない人もぜひ申請し、乗ってみてください。

※申請書は11月に全戸配布した「ご利用ガイド」に同封しています。

申し込み・問い合わせ

総合政策課 地域振興係

☎(232)2112

巡回バス・乗合タクシーの

詳細はこちら



大切な飼い犬を加害犬にしない

犬の飼育はルールを守り、 周囲に配慮しましょう

県内で、犬による咬傷事故が毎年発生しています。咬傷事故は散歩時の不注意や犬が逃げ出した時、自宅の玄関などで発生しています。

■咬傷事故を防ぐために

- ①係留器具の定期的な点検
首輪、鎖、リードなどがゆるんだり壊れたりしていないか定期的に点検をしましょう。
- ②放し飼いはやめましょう
放し飼いはせず、散歩のときは必ずリードにつなぎ、必要以上に長くしないようにしましょう。
- ③犬が迷子になったら連絡をする
犬が迷子になった場合は速やかに最寄りの保健所や役場、警察に連絡してください。

※犬には鑑札・注射済票・迷子札を付けましょう。

■その他 犬の飼い主には、犬の登録と年に1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。犬を飼い始めたら必ず行いましょう。

■問い合わせ

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

ストップ温暖化

総ぐるみBDFキャンペーン

県と町では、天ぷら油(家庭廃食油)の回収キャンペーンを実施します。家庭で出た廃食油を、回収場所にお持ちください。回収した廃食油はBDF(バイオディーゼル燃料)となり、ディーゼル車両で利用されることで、二酸化炭素排出量の削減につながります。

■日時 12月1日(火)～令和3年1月29日(金)

■場所 役場本庁、各町民センター

■回収対象 天ぷら油などの植物油

期間中に家庭廃食油を持参した人にはオリジナルノベルティ(くまモンウッドトレイ)を差し上げます。詳しくは職員にお尋ねください。

■問い合わせ

環境生活課 ごみ減量推進係

☎(232)2114

